

11. 農業法人とはどのようなもの



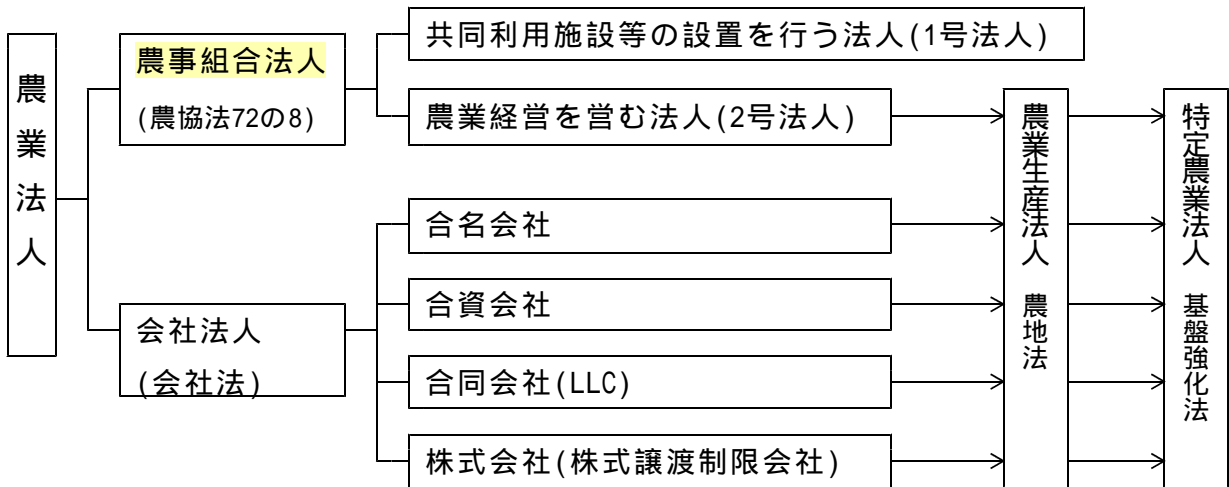
「農業法人」とはどのようなものをいうのでしょうか？



「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。
「法人」とは、法律に基づき、団体に法律上の「人格」を与えられたもので、一般の人間（自然人）と同じように法律上の権利・義務の主体となることができます。

また、農業法人は、制度の面から「会社法人」と「農事組合法人」に分けることができます。

【農業法人の分類】



農事組合法人（組合の形態をとるもの）

農業協同組合法により規定される法人で、農業経営等を法人化するため、農業独特のものとして設けられたもので、「組合員の共同利益の増進」を目的とする、いわば協同組織的性格を有しています。

なお、農事組合法人は、農業に係る共同利用施設の設置を行う法人（1号法人）と農業の経営を営む法人（2号法人）の分けることができます。

会社法人（会社の形態をとるもの）

会社法により規定される「営利の追求」を目的とする法人で、株式会社が代表例としてあげられます。

なお、会社法人については18年5月1日から施行された「会社法」により有限会社と株式会社の一本化等大幅な見直しを実施されました。

【会社法人制度の見直し】

平成18年5月1日から「会社法」が施行され、下記のように従来の会社制度が大幅に見直されました。

株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社)に統合

有限責任者社員のみで構成される新たな会社類型、合同会社(LLC)の創設

最低資本金制限の撤廃 従来は有限会社300万円、株式会社1000万円

柔軟な機関設計や設立手続きの簡素化など機動性・柔軟性が向上

【農事組合法人と合同会社・株式会社の比較】

	農事組合法人	株式会社	合同会社
根拠法	農業協同組合法	会社法	
目的	共同利益の増進	利益の追求	
事業	農業及び農業関連事業に限定 共同利用施設の設置、農作業の共同化 農業経営 関連・附帯事業	特に規定無し（事業一般）	
構成員	資格	農民、定款に定める者(JA,作業委託者、産直を行っている個人等)	特に規定なし
	人数	3人以上	1人以上(上限なし)
出資と経営の関係	出資者と経営者が原則一致	出資者と経営者が分離	
意志決定	1人1票制による総会の議決	1株1票制による株主総会の議決	原則全員一致(定款で変更可)
役員	理事1人以上(必置、組合員のみ) 監事(任意、組合員外も可)	取締役3人以上(必置、株主外も可)。 ただし、株式譲渡制限会社には3人以上との定めはない 監査役(任意、株主外も可)	業務執行社員(任意)
雇用労働力	組合員(組合員と同一世帯の者を含む)以外の常時従事者は2/3以下	制限なし	
資本金	特に定めなし	制限なし	特に定めなし
配当方法	利用分量配当、従事分量配当、出資配当	株主への利益配当(定款により出資によらない方法も可)	定款により自由に定める
決算公告	公告義務なし	公告義務あり	公告義務なし
法人税	構成員に給与を支給しない法人(農業協同組合等) 22% 構成員に給与を支給する法人 右記、会社法人と同じ	資本金1億円超の法人 30% 資本金1億円以下の法人 年所得800万円超 30% 年所得800万円以下 22%	
事業税	農業生産法人の行う農業(耕種農業)は非課税 農業以外、農業生産法人以外は課税 1)協同組合等 年所得400万円超 6.6% 400万円以下 5% 2)協同組合等以外 右記会社法人に同じ	資本金1億円超の法人 外形標準課税 資本金1億円以下の法人 年所得800万円超 9.6% 年所得400万円超800万円以下 7.3% 年所得400万円以下 5%	
設立時登録免許税	非課税(農協法に基づく登記)	資本金の1000分の7 最低額15万円	資本金の1000分の7 最低額6万円
組織変更	株式会社に变更可 合同会社に直接变更不可	合同会社に变更可 農事組合法人への变更不可	株式会社に变更可
特徴	組合員の平等性を尊重 事業が農業関連に限定	対外的な信用力が向上、機動的な運営と発展が期待できる	意志決定は原則全員一致、内部ルールが自由
想定されるタイプ	集落1農場型	集落1農場型 担い手グループ型	担い手グループ型

12. 農事組合法人について

農業協同組合法（農協法）に基づく農事組合法人は、「組合員の共同の利益の増進を目的」とする組合法人です。農業生産法人と認められる農事組合法人は、農業経営を行う「2号法人」に限られます。

農事組合法人では、「組合員」と称する3人以上の農民が資本金を出資して設立し、「組合員」の中から選任された農民である1人以上の理事が運営にあたります。議決は1人1票の平等主義をとっています。

農事組合法人の特徴

根拠法	農業協同組合法（第72条）
目的	組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進する。
事業	<p>農事組合法人の事業は、原則「組合員の農業経営に関連する事業」に限られる。具体的には次の事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>1号事業 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業 1号事業の員外利用は員内利用分量の5分の1を超えないこと</p> <p>2号事業 農業の経営（その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。） 「農林水産省令で定めるもの」とは ・農畜産物の貯蔵、運搬又は販売（他の農家が生産したものを含む） ・農業生産に必要な資材の製造（他の農家等への販売を目的としたものを含む） ・農作業の受託 非出資組合は2号事業を行えない</p> <p>1, 2号事業に附帯する事業 附帯事業とは、施設・機械の有効利用により行う事業で、民宿、農業土木、造園、除雪、組合員の農産物を取り扱う農産物直売所など</p>
員外従事	2号事業を行う農事組合法人に常時従事する者のうち、組合員及びその家族以外の者の数は、常時従事者の2/3以内
構成員	<p>組合員資格者</p> <p>1号法人 農民で定款に定めるもの 「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。</p> <p>2号法人 ～に該当し定款に定めるもの 農民 組合（農業協同組合、同連合会） 法人に農地を現物出資した農地保有合理化法人 法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者 又はその事業の円滑化に寄与するもの（法人事業関連者） 円滑化に寄与するものとは、特許権や実用新案権の実施権の許諾、新商品や新技術の開発・提供、育成者権の利用権の許諾に係る契約を締結したものをいう。</p> <p>法人事業関連者及びみなし組合員を含め組合員数の1/3以内に限られる。少数のオペレータと多数の農地貸付者で構成する集落営農法人は注意を要する。 みなし組合員とは、農地等の権利を法人に移転したために農民でなくなった者、あるいは死亡した組合員（農地等の権利を法人に移転した者に限る）の農民でない相続人のこと。これらは農事組合法人との関係では農民として扱われる。</p>

発 起	3名以上の農民 設立後3人未満となって6ヶ月を経過した時は解散
出 資	現金出資、現物出資 出資額は1口均一で金額制限なし 一人の組合員の出資は、総出資口数の50 / 100以下
議決権	1人1票制による総会の議決
資本金	特に定めなし
利益準備金	定款で定める額に達するまでは、配当の金額に関係なく、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を利益準備金として積み立てる必要がある。
役 員	理事1人以上必置（組合員のみ） 監事は任意（組合員外からの選任可） 役員任期3年以内
持 分 譲 渡	出資組合の組合員は、組合の承認が必要。非組合員が持分譲渡を受けるときは、加入の例による必要がある。
組 織 変 更	株式会社に変更可能。合同会社へ直接変更不可。 法人化の手引（管理運営編）に詳細あり

13. 株式会社について

会社法に基づく株式会社は、商行為又は営利行為を目的とする会社法人の一つで、資本を多く集められるように株式を発行する物的会社です。

株式会社では、「株主」と称する出資者が資本金を出資して設立し、株主又は株主以外の者の中から選任された1人以上の取締役からなる取締役会が運営にあたることとなります。

株式の譲渡は原則として自由ですが、農業生産法人になるためには、定款に株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定めがある株式譲渡制限会社でなければなりません。

議決は、原則1株1票ですが、議決権制限株式の発行が可能です。

株式会社の特徴

根拠法	会社法（第25条）
目的	商行為その他の営利行為
事業	制限なし（農業生産法人になるには制限あり）
構成員	株主（有限責任を有する者） 人数1名以上 資格は特に制限なし（農業生産法人となるには構成員に制限あり）
出資	現金出資、現物出資 出資額は1株均一 一人当り出資制限なし
議決権	原則1株1票
資本金	制限なし
利益準備金	剰余金を配当する場合には、剰余金の配当により減少する剰余金の10分の1を利益準備金等として積み立てなければならない
役員	取締役会設置しない場合は取締役1名以上 取締役会を設置する場合は取締役3名以上、監査役又は会計参与1人以上 会計参与は税理士や公認会計士などの会計専門家になることが可能 取締役は株主以外からも選任可
役員任期	取締役2年以内、株式譲渡制限会社は最長10年 監査役4年以内
持分譲渡	株主相互間の持分譲渡は自由、ただし、定款で取締役会の承認を要することを定めることが可能（農業生産法人は必須）

14. 合同会社について

合同会社は平成17年6月29日に可決成立（18年5月1日施行）した「会社法」により創設された新たな会社形態です。合同会社（日本版LLC）とは、出資者の全員が有限責任社員でありながら株式会社のような機関設計（株主総会や取締役、監査役などを会社の機関）や株主の権利（株主平等の原則など）といった強制的な規定がなく、総社員の同意に基づいて会社の定款変更や会社の意思決定ができるなど迅速な会社運営が可能であり、小規模企業に最適な会社組織です。

合同会社の特徴

根拠法	会社法（第575条）
目的	商行為その他の営利行為
事業	制限なし（農業生産法人になるには制限あり）
構成員	社員（有限責任を有する者）1人以上（上限なし） （農業生産法人となるには構成員に制限あり）
出資	現金出資・現物出資 出資額は1口均一
議決権	原則全員一致（定款で変更可）
資本金	制限なし
役員	業務執行社員（任意）
その他	定款の認証や出資金の保管証明などは不要

15. 組織体制による集落営農法人の分類

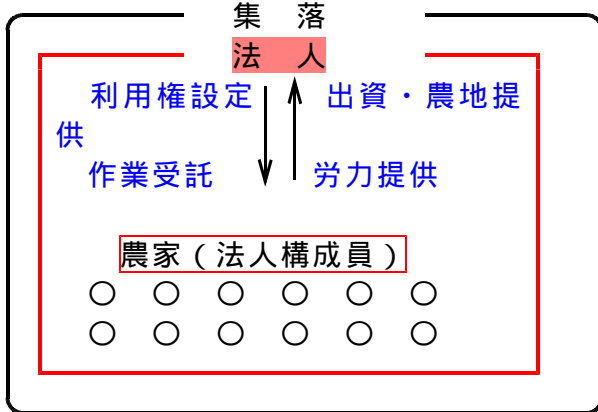


集落営農を法人化する場合、どのような組織形態が考えられますか？

集落営農の法人化と言っても集落全体で法人化する「集落1農場型」やオペレーター等の担い手組織で法人化を行う「担い手グループ型」等いくつかの方法があります。担い手や運営方式など集落にあった法人化が必要です。

集落1農場型

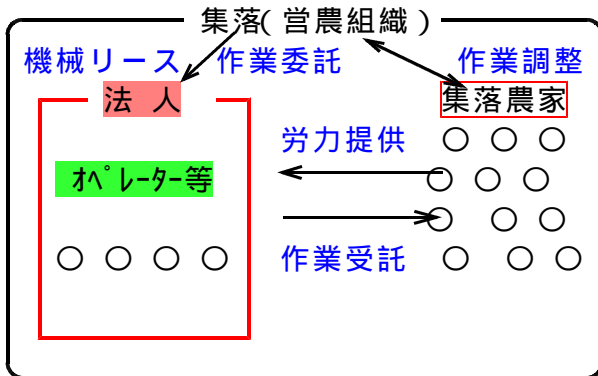
集落全体で法人化を行い、法人の構成農家と法人で利用権設定または作業受託を行います。県内で最も多いタイプです。



法人構成員：集落全体
 農家の役割：出資、農地の提供、労力提供（オペレーター、水管理等の一般管理）等
 機械の所有：法人（＝集落）
 経営の方法：農業経営(利用権設定) 農作業受託

担い手グループ型

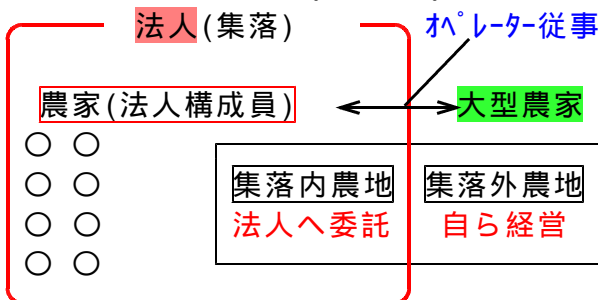
農地の利用調整、作業受委託の調整、転作等の作付調整は集落全体（営農組織）で行い、作業オペレーター等のグループで法人化します。集落農家と法人で利用権設定を行うかまたは作業受託を行います。



法人構成員：オペレーター等
 集落の役割：農地の利用調整、作業調整、労力提供（補助作業、水管理等）等
 機械の所有：営農組織(法人へリース)
 経営の方法：農業経営(利用権設定) 農作業受託

大型農家連携型

集落内に認定農業者等の大型農家がいる場合、大型農家を法人のオペレーター等に活用するなどし、当面は法人経営と大型農家個別経営の2つの経営を行い、将来的には大型農家が中核を担う（専従者）法人をめざします。



構成員：集落全体
 集落の役割：農地の利用調整、作業調整等
 大型農家の役割：法人オペレーター
 経営の方法：農業経営(利用権設定) 農作業受託

16. 集落営農での法人形態



集落営農を法人化する場合どのような法人形態が考えられますか？



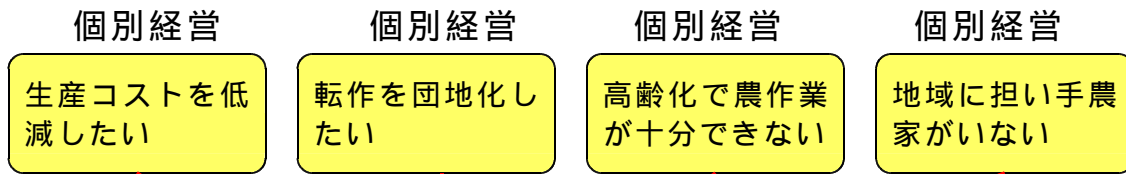
参加農家数が多く、営利より集落の維持や共同意識が強い「集落一農場型」の場合は農事組合法人、参加農家数が少なく、法人としての営利を主目的とする「担い手・オペレーター型」の場合は株式会社などの会社法人の形態を選ぶ場合が一般的です。

【タイプ別法人形態の比較】

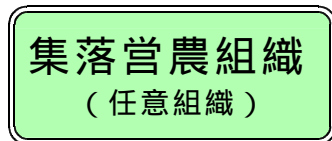
	農事組合法人	会社法人(株式会社・合同会社)
特徴	議決権：1人1票制 集落営農の議決方法と同様の運営方法であるため、集落一農場型で採用しやすい。	〔合同会社〕 議決権：原則全員一致(定款で変更可) 出資者：1人以上、上限なし 総社員の同意に基づいて定款変更や会社の意思決定ができる等、迅速な会社運営が可能、小規模企業に適する。 〔株式会社〕 議決権：1株1票制 均当出資による議決権の均等に配慮するなどにより集落営農と同様の運営が可能である。
労働報酬所得	剰余金処分：従事分量配当可能 組合員への従事分量配当は税務上「農業所得」となり組合員の多くが兼業農家の場合に効果的である。	法人からの給与は兼業農家の場合「従たる給与」として確定申告が必要 勤務先からは、アルバイトと見なされる可能性があり事情について理解が必要となる。
構成員の労災保険	従事分量配当は税務上、農業所得であり、組合員は「労働者」でないことから、労災保険には加入できない。	給与支払いの実態があり労働者の判断ができることから、労災保険への加入が可能。
想定される集落営農タイプ	〔集落一農場型〕 農地の出し手、受け手含め集落全体が法人化 農地の出し手と受け手の両方が法人の構成員となり、法人の総会などが集落の合意形成の場となる。農地の出し手に法人経営における地代水準等について理解をしてもらうことが重要。	〔担い手・オペレーター型〕 特定の担い手が集団が法人化 集落内の一部の担い手(オペレーター等)が法人を設立し、構成員として営農することになるが、集落を基盤とした営農である限り、集落の合意形成が不可欠。そのため、集落の合意形成の場として従来からある任意組織を存続させる事例が多い。
設立事例	(農)みのりの里講武(松江市) (農)三森原(奥出雲町) (農)あかつきファーム今在家(斐川町) (農)ひじきドリーム(美郷町) (農)ピゴル門田(浜田市) (農)おくがの村(津和野町)など	(株)ファーム木精(飯南町) (有)金山グローバル(出雲市) (有)グリーンワーク(出雲市)など

【集落営農法人化フロー図】

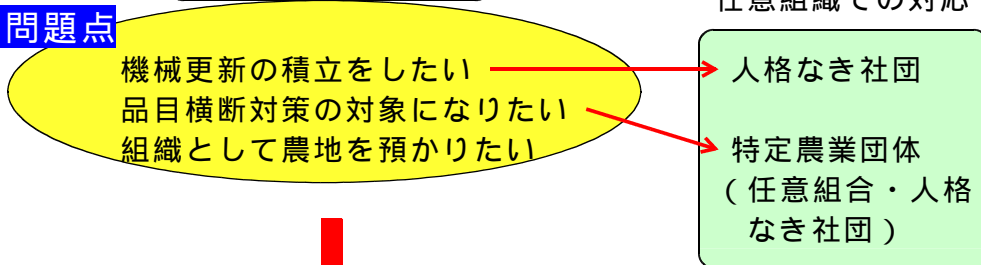
個別経営の問題点



集落農業の組織化

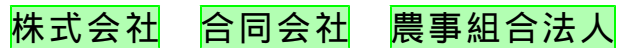


任意組織の問題点

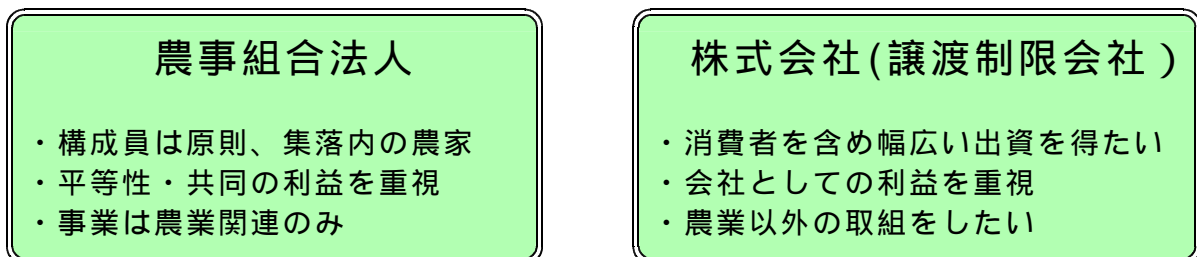


法人化

構成員の範囲



経営の考え方



17. 農業生産法人と特定農業法人



農業生産法人と特定農業法人はどのような法人ですか、どこが違うのでしょうか？



農事組合法人や株式会社などの会社法人は、農地の権利取得や地域農業とのかかわりなどにおいて特定の要件を満たすことで農業生産法人や特定農業法人となることができます。

農業生産法人

「農業生産法人」とは、農地法で規定された農業法人で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人です。

農業生産法人になるためには、農事組合法人（農業経営を行うもの＝2号法人）、株式会社（株式の譲渡制限を定めるもの）、合同会社、合名会社、合資会社において、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）をすべて満たす必要があります。

これまで株式会社については、基本的に耕作者主義と株式の自由譲渡性が相容れないため、農地法の創設時から認められてきませんでした。農業経営の活性化や経営形態の選択肢を広げる趣旨から、平成12年の農地法改正により、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めをするものに限って認められています。（株式譲渡制限については、全ての株式について取締役の承認を受けるものであることを要します。）

特定農業法人

「特定農業法人」とは農業経営基盤強化促進法により創設された制度で、担い手不足が見込まれる地域において、集落の話し合いに基づいて作成される特定農用地利用規定に担い手（農地の過半を集積）として位置づけられた農業法人のことといいます。（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）。

以前は農業生産法人でなければ特定農業法人となることができませんでしたが、平成21年の農地法改正で農地の貸借規制の見直しが行われたことに伴い、農業生産法人でなくても農業を営む法人であれば認定されるようになりました。

